

相談窓口

女性の人権に関する相談では、特にDVや離婚の問題等、内容も含め、相談者への十分な配慮が必要です。男女共同参画相談窓口事業では、専門の相談員による効果的な問題解決の機会を充実させるため、女性のための法律相談日を設けて、弁護士による無料相談を実施するとともに、「ふくつ女性ホットライン」（相談窓口）を「かすや地区女性ホットライン」と共同で設置しました。

また、今年度も福岡県福岡労働者支援事務所と共催で労働相談会を実施しました。

◎女性のための無料法律相談

【概要】

夫婦・恋人間の問題、離婚、DVやセクシュアル・ハラスメント、雇用問題など、女性の人権に関する法律問題についての無料相談です。

【相談状況】

	相談日	人数
第1回	5月9日(月)	4人
第2回	8月8日(月)	4人
第3回	11月7日(月)	4人
第4回	2月6日(月)	4人

【相談員】 岩城 和代 さん（弁護士）

◎ふくつ女性ホットライン

【概要】

女性を対象とした悩み事を何でも相談できるホットライン（相談窓口）等です。暴力や虐待、セクシュアル・ハラスメントだけでなく、デートDV、健康、夫婦・家族のこと、子育てや介護、仕事のことなど、何でも相談できます。相談は女性相談員が受けます。

受付は毎日10時～17時（木曜日は19時まで）。ただし、祝日および12月29日～1月3日までを除きます。

【相談実績】

- ・相談件数（のべ数） 496件
（福津市在住者）
（令和4年4月1日～令和5年3月31日）
《主な相談内容別件数（福津市在住者分）》

相談内容	件数(人)
生き方	124
健康問題	112
親子関係	19
家族関係	57
対人関係	15
夫婦関係	127
DV	18
経済問題	5
労働問題	10
その他	2

ひとりで悩まないで 女性のための無料法律相談

夫婦・恋人間の問題、離婚、DV（ドメスティック・バイオレンス）、夫婦や恋人など特に難しい場面の中で行われる暴力やセクシュアル・ハラスメント、離婚問題など、女性の人権に関する法律問題について、無料相談を行います。この機会に、ぜひご利用ください！

相談日	相談時間	予約受付開始日
令和4年 5月 9日(月)		4月 25日(月)
令和4年 8月 8日(月)	13:00～16:45	7月 25日(月)
令和4年 11月 7日(月)	(1人あたり45分)	10月 24日(月)
令和5年 2月 6日(月)		1月 23日(月)

【定員】 各日4人（予約制、先着順）※要予約として、電話での受付
 【会場】 福津市役所 本館
 【相談員】 岩城和代さん（弁護士）
 【相談料】 無料
 【託児】 あり（子ども1人300円（生後5か月～就学前）※事前の予約（相談日の1週間前まで）が必須です。

【申し込み方法】
 受付開始日の午前9時から、電話にて受付をします。氏名・連絡先・相談内容・相談の有無をお知らせください。※受付料に相談料をお知らせください。あらかじめご了承ください。※ご利用は1人、1年度内に1回です。
 <受付・問い合わせ> 福津市 市民部 男女共同参画推進室 43-8116

ふくつ女性ホットライン
《電話相談》

夫や恋人のこと、仕事、子育て、介護、生き方、ご近所での付き合いなど...

～一人で悩まないで、お電話ください！～

092-401-5353

受付日時 毎日 10時～17時（木曜日は19時まで）
 ※ただし、祝日および12月29日から1月3日までを除きます。

- 相談料無料
- 女性スタッフ対応
- 秘密厳守
- 英語での相談可

女性を対象とした福祉事業所で電話相談できるホットライン（電話相談窓口）を運営しています。要予約の条件、セクシュアル・ハラスメントだけでなく、あなたの健康、夫婦・家族のこと、子育てや介護、仕事のことなど、何でも相談ください。相談は女性相談員が受け付けます。また、英語での相談もできます。

※お電話が繋がらなかった場合は、**決して諦めずに再電話ください。**あなたの悩めることが必ず解決します。一人で悩まないで、お電話ください。

【問い合わせ】
 福津市役所 市民部 男女共同参画推進室
 〒817-0001 福岡県福津市本館1-1-1
 E-mail: donoh@city.fukuoka.jp

◎男女共同参画推進室窓口への相談

【相談実績】

- ・相談件数（のべ数）26件
（うち来庁 11件、電話 15件）
（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

《主な相談内容別件数》

内容	件数	割合
① DV関係	16 (9)	61.6%
② 離婚	5 (0)	19.2%
③ 虐待	2 (1)	7.7%
④ 夫婦間	0 (0)	0%
⑤ その他	3 (1)	11.5%

() 内の数字は来庁件数



●労働相談

【概要】

男女問わず、賃金の未払い、不当な解雇、職場でのイジメ、セクハラ、パワハラなど、労働問題についての無料相談です。

【相談状況】

	相談日	人数
第1回	6月7日(火)	1人
第2回	9月6日(火)	0人
第3回	12月6日(火)	0人
第4回	3月7日(火)	1人

【相談員】

福岡県福岡労働者支援事務所の相談員

福岡市で
労働相談会
を開催します

相談無料 予約 託児あり

毎日残業ばかりで
お悩みいませんか？

男女問わず、賃金の未払い、不当な解雇、職場でのイジメ、セクハラ、パワハラ、ブラックバイトなど、労働問題について、無料相談を行います。この機会に、ぜひご利用ください！

～有給の取れどしなさい～

相談日	相談時間	予約受付開始日
令和4年 6月7日(火)		5月24日(火)
令和4年 9月6日(火)	10:00～11:45 (1人あたり45分)	8月23日(火)
令和4年 12月6日(火)		11月22日(火)
令和5年 3月7日(火)		2月21日(火)

【定員】 各日2人（予約制、先着順）
 【会場】 福岡市役所 本館2階 小会議室1
 【相談員】 福岡県福岡労働者支援事務所の相談員
 【相談料】 無料
 【託児】 あり（子ども1人300円（生後5か月～就学前））
 ※予約の手順（相談日の1週間前まで）が必ずです。

【申し込み方法】
 受付開始日の生前日曜から、電話にて受付をします。
 氏名・連絡先・相談内容・相談の希望をお知らせください。
 ※お電話に相談を行うため、受付時に住所録を登録します。また、相談内容によっては、福岡労働者支援事務所に送付ご依頼いただく場合がございます。あらかじめご了承ください。
 <受付・問い合わせ>
 福岡市男女共同参画推進室 ☎ 0940-43-8116

福岡市はあなたに寄り添うために、ワークライフ・バランスを推進しています
 主催 福岡県福岡労働者支援事務所・福岡市（男女共同参画推進室）